

(新規) 07.62

中小企業地域資源活用促進法の規定による  
手数料等の軽減について (商)

1. 軽減の要件と内容

中小企業地域資源活用促進法において規定する、主務大臣の認定を受けた地域産業資源活用事業計画（以下「認定計画」という。）に従って行われる地域産業資源活用事業に係る商品又は役務（以下「認定地域産業資源活用商品等」という。）に係る地域団体商標の商標登録について、当該地域団体商標の商標登録を受けようとする者又は登録料を納付すべき者が当該地域産業資源活用事業計画の認定を受けた中小企業者（以下「認定地域産業資源活用事業者」という。）であるときは、その事業の実施期間内に限り、商標登録出願の手数料、設定登録料又は更新登録料が1/2に軽減される（中小企業地域資源活用促進法14条1項、2項、中小企業地域資源活用促進法施行令3条2項、4条2項）。

2. 申請書に添付する証明書

軽減に係る申請書に添付すべき書類は、「表」の右欄に掲げるものである（中小企業地域資源活用促進法施行令3条1項、4条1項）。

「表」

要件	証明書
<p>(1) 認定地域産業資源活用事業者であること</p> <p>(2) 認定地域産業資源活用商品等に係る地域団体商標の商標登録の出願手数料、設定登録料又は更新登録料であること</p> <p>(3) 認定計画の実施期間内に出願されたもの、設定登録のための納付又は更新登録の申請がされたものであること</p>	<p>申請に係る地域団体商標が、認定地域産業資源活用商品等であることを証する書面及び認定計画の写し</p>

(新規平成31・4)